

都市ガス供給に係る仕様書

(京都市立芸術大学)

第 1 総則

1 趣旨

本仕様書は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下、「法人」という。）が運営する京都市立芸術大学に係る都市ガス供給の契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- （１）需要施設とは、当該契約における都市ガス供給場所である、京都市立芸術大学をいう。
- （２）供給者とは、当該契約における需要施設への都市ガスの供給を行う者をいい、法人と都市ガス供給契約を締結する、ガス事業法第 2 条第 3 項に定義されるガス小売事業者をいう。
- （３）託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に都市ガスを供給するための、供給者と需要施設との間の導管を維持、及び運用するガス事業法第 2 条第 6 項に定義される一般ガス導管事業者をいう。
- （４）ガス会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- （５）監督員とは、法人が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。
- （６）検査員とは、法人が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。

第 2 仕様概要等

1 需要施設概要

- （１）対象施設 京都市立芸術大学
- （２）供給地点特定番号 別紙のとおり
- （３）需要場所の住所 京都市西京区大枝沓掛町 1 3 番地の 6

2 ガスの概要

- （１）ガスの種類 都市ガス 1 3 A
- （２）供給熱量 $45 \text{ MJ} / \text{m}^3$
- （３）供給圧力 別添資料のとおり
- （４）メーター号数 別添資料のとおり
- （５）契約最大使用量 別添資料のとおり
- （６）契約年間引取量 $82,932 \text{ m}^3$

契約年間引取量とは、法人が 1 年間において引き取らなければならないガス使用量をいい、別紙における予定年間使用量の 70 % 以上とする。

- （７）契約月別使用量 別添資料のとおり
- （８）契約年間使用量 別添資料のとおり

3 供給ガスの仕様

- （１）予定数量

ア 別添資料の契約月別使用量及び契約年間使用量は、本件入札額の積算のために示す過去の実績であり、本件の都市ガスの予定数量を保証するものではない。

イ 別添資料の契約使用可能量、契約年間引取量は、本件入札額の積算のため示す過去の契約実績であり、本件の契約内容を拘束するものではない。

(2) 契約期間

令和5年4月検針日の翌日から令和5年10月検針日まで

(3) ガス供給設備の財産分界点

敷地境界とする。ただし、取引用計量装置はガス会社の所有とする。

(4) 保安上の責任分界点

ガス栓以降のガス消費機器の保安、周知を供給者の保安区分とする。

(5) 計量日及び計量

ア 前回の検針日及び今回の検針日における託送者によるガスメータの読み等により、その料金算定期間の使用量を算定する。

イ 検針日は、託送者が定める検針日を原則とする。

(6) 原料価格

原料価格は供給者が設定する算定式により算出したものとする。

入札額の積算に用いる原料価格は、その算定式に基づき令和3年2月から令和4年1月の平均原料価格（適用価格）を用いて算出したものとする。

なお、石油石炭税等租税課金は、LNG 1,860円/t、LPG 1,860円/tを用いて算出するものとする。

(7) 料金制度

ア 料金制度は、供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、ガス料金の算定の基礎となる原料費の変動によりガス料金単価を変更する必要がある場合は、その変動額に応じた料金の割引及び割増（原料費調整）を行うことができるものとする。

3 一般事項

(1) 注記事項

ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督者と協議する。

イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。

ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。

エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督者の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。

オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、都市ガスの使用及びガス料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の最大ガス使用量及び使用ガス量等を書面で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、供給者及び託送者の3者によることとし、その決定については3者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者のガス供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分バルブ操作などのガス会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(3) ガス供給の停止

供給者は、ガス会社の都合等により契約期間中にやむを得ず需要施設へのガス供給を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、ガス会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備へのガス供給停止の際には、供給者は速やかに監督員へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(4) 緊急時の対応

事故等によるガス供給停止などの緊急時には、監督員から供給者に確実に連絡がと

れ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等によるガス供給停止時には、前述の体制で監督員、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(5) 協議窓口

当該契約期間中における法人と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用ガス量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用ガス量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存ガス設備の変更工事、ガス引込の変更を伴う工事、大規模な仮設ガス供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う事項、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

6 秘密の保持

供給者は、業務上知り得た情報及び事項を他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。ただし、法人から事前に承諾を得ている場合はこの限りではない。

2022年度都市ガス使用量実績

No.	対象施設	供給地点 特定番号	契約種別	供給圧力	メーター	メーター 流量	契約最大 使用量 (㎡/h)	使用量実績						半期 使用量 (㎡)	小計 (㎡)
								4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1	京都市立芸術大学	00212300065043408	—	低圧	639	120	120	198	1,081	5,150	9,628	4,769	2,593	23,419	71,216 ※
2	京都市立芸術大学	00212100065043402	—	低圧	639	120	120	708	1,436	5,167	8,331	6,274	4,395	26,311	
3	京都市立芸術大学	00212200065043400	—	低圧	639	120	120	3	239	3,158	7,852	6,112	4,122	21,486	
4	京都市立芸術大学	00212200065043509	空調夏期	低圧	M100G	100	100	601	1,852	8,771	14,243	13,018	8,773	47,258	47,258
								1,510	4,608	22,246	40,054	30,173	19,883	合計 (㎡)	118,474
空調夏期合計								1,330	4,466	22,246	40,001	30,173	19,829		

※（参考）No.1～3の使用量内訳

対象施設	供給地点 特定番号	契約種別	供給圧力	メーター	メーター 流量	契約最大 使用量 (㎡/h)	予定月別使用量 (㎡)						半期 使用量 (㎡)	小計 (㎡)
							4月	5月	6月	7月	8月	9月		
京都市立芸術大学	—	一般ガス	低圧	—	—	—	180	142	0	53	0	54	429	429
大学会館	00212500065043403	空調夏期	低圧	M50G(N)	50	—	209	179	1,728	4,161	2,153	2,148	10,578	70,787
映像スタジオ棟	00212600065043401	空調夏期	低圧	M6G	6	—	1	0	24	100	38	0	163	
新研究棟	00212700065043409	空調夏期	低圧	M120G	120	—	286	999	4,101	6,934	5,257	3,440	21,017	
本部棟西	00212800065043407	空調夏期	低圧	M30G(N)	30	—	30	287	1,197	1,898	1,146	695	5,253	
本部棟東	00212900065043405	空調夏期	低圧	M30G(N)	30	—	14	251	1,097	1,668	901	433	4,364	
保健室南	00212000065043503	空調夏期	低圧	M2.5GR	2.5	—	4	0	11	29	41	14	99	
アトリエ2号棟南	00212800082293506	空調夏期	低圧	M10G(N)	10	—	12	45	225	537	378	269	1,466	
アトリエ3号棟北	00212400082363209	空調夏期	低圧	M25G	25	—	31	95	471	1,159	770	297	2,823	
アトリエ2号棟北	00212200082355100	空調夏期	低圧	M30G(N)	30	—	7	135	739	1,622	1,106	712	4,321	
アトリエ3号棟南	00212600082366306	空調夏期	低圧	M25G	25	—	23	86	559	1,197	963	532	3,360	
アトリエ1号棟北	00212500082366308	空調夏期	低圧	M30G(N)	30	—	5	130	646	1,337	804	536	3,458	
アトリエ1号棟南	00212700082366304	空調夏期	低圧	M25G	25	—	25	45	320	695	372	335	1,792	
染織棟東	00212000081357903	空調夏期	低圧	M25G	25	—	30	142	780	1,201	992	543	3,688	
染織棟西	00212700081357809	空調夏期	低圧	M16G	16	—	32	98	616	1,002	793	380	2,921	
陶芸棟南	00212800081365206	空調夏期	低圧	M16G	16	—	9	57	443	897	780	432	2,618	
陶芸棟東	00212500081363108	空調夏期	低圧	M2.5GR	2.5	—	0	7	54	102	102	42	307	
陶芸棟北	00212400081362905	空調夏期	低圧	M10G(N)	10	—	4	7	84	202	91	20	408	
彫刻棟南	00212300081361404	空調夏期	低圧	M10G(N)	10	—	2	17	142	385	229	113	888	
彫刻棟北	00212200081361406	空調夏期	低圧	M16G	16	—	1	10	140	368	95	42	656	
彫刻棟東	00212900081356708	空調夏期	低圧	M6GR	6	—	4	24	98	264	144	73	607	
立体工房	00212300081361800	空調夏期	低圧	M4GR	4	—	0	0	0	0	0	0	0	
合計							909	2,756	13,475	25,811	17,155	11,110	71,216	71,216